

## 若桜町監査告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

平成29年10月30日

若桜町監査委員 藤原重明

若桜町監査委員 山根政彦

記

### 定期監査報告

- 1 監査の実施日 平成29年10月25日（水）～10月26日（木）
- 2 実施場所 役場3階 全員協議会室
- 3 監査の対象 総務課、ふるさと創生課、町民福祉課、産業観光課、町土整備課、教育委員会事務局  
生涯学習情報館の運営状況について
- 4 監査の範囲 (1) 平成29年度上半期の事務事業及び予算の執行状況  
(2) 平成29年度上半期の工事の実施状況
- 5 監査の主眼及び方法  
工事及び事務事業が関係法令等に準拠し、その執行が経済的及び効率的に行われているかに主眼をおき、関係課長等から資料の提出、説明を求め実施した。
- 6 監査の結果
  - (1) 未発注の簡易水道拡張改良工事について、早期着手及び進捗管理を徹底されたい。
  - (2) 若桜鉄道「昭和」の運行開始について、住民及び利用者への周知が消極的に見受けられる。車両更新の効果を最大限に得られるよう、コンテンツの充実及び周知の徹底を図られたい。
  - (3) 生涯学習情報館の運営について、新規利用者の獲得に向けた取組を積極的に進められたい。

以上